

「印西市次世代育成支援行動計画—後期計画—」策定

子育てをみんなで見守り 応援するまちを目指して

このたび、市における子育て支援を積極的に推進するための「印西市次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定しました。これは、市民のみならずから選出された「印西市次世代育成支援対策地域協議会」および、市民ニーズ調査・グループインタビュー・計画(案)についての意見聴取など、多くのみなさんからの意見を反映させたものです。

地域とともに

子育てをサポート

子育てとは、地域社会の未来の担い手を育成することです。子どもたちの健やかな成長

長は、親だけでなく、地域社会のすべての人が、ともに力を合わせて取り組んでいかなければならない課題です。そのため、子どもたち自身の幸せを第一に考え、保護者



そのために、子どもたち自身の幸せを第一に考え、保護者

4つの基本的考え方

I 子どもの人権を尊重し、幸せに育つことができるまち

子どもの幸せを第一に考え、子どもたちの人権擁護に最大限に配慮します。そのため、子どもの安全を確保しながら、児童虐待の防止や児童保護相談などに取り組みます。

また、子どもが安全に育つ生活環境を整備するとともに、障がいや発達に遅れのある子どもが、健やかに育つことが

できる環境の整備に取り組みます。

II 子育てが家庭が自信をもって、前向きに子育てができるまち

すべての子育てが安心して、ゆとりを持って子育てができるように、教育環境の整備や保育サービス、保健医療、相談体制の充実に取り組みます。

また、子育てに関わる経済的負担の軽減に向けた取り組みなど、各種の支援策に取り組みます。

III 子どもと親がともに成長できるまち

すべての子どもが健やかに育つことができるように、児童の健全育成に取り組みます。

また、子どもの成長には親自身の成長も重要であることから、若い親や次代の親となる世代に対する学習機会の確保や、相談体制の充実に取り組みます。

IV みんなに見守られながら、安心して子育てができるまち

親が安心して子どもを生き、子どもたちが安全に成長していけるよう、地域のすべての人が、それぞれの立場で応援し、社会全体で子育てを見守る体制の充実に取り組みます。

また、地域における各種の子育て支援事業を充実させるとともに、多くの社会資源を効果的に活用して、社会全体で子育て支援ができるまちづくりに取り組みます。

12の基本施策

(1) 子どもの生きる権利を大切にする取り組み

子どもの生きる権利、守ら

れる権利を尊重しながら、子どもたちのびのびと楽しく過ごすことができるように、子どもを犯罪などの被害や災害、交通事故から守るとともに、子どもが自分の意見を持ち、自己を表現する主体性と権利を認識できるように、子どもの意見の尊重と自立の支援を推進していきます。

(2) 子どもと親がともに成長できる生活環境の整備

子どもを、犯罪の被害や災害などから守り、安全に育つ生活環境を確保するため、子どもに配慮した防犯・防災体制の整備を推進します。また、子育てが安心して子育てができる公園などの整備に努めることにも、安全で快適な道路および子どもや子育てに優しい公共施設などを整備し、子育てがバリアフリーのまちづくりを推進していきます。

(3) きめ細かに特別な支援を要する取り組み

すべての子どもが、障がいの有無や家庭環境などにより、その子らしい健やかな成長を妨げられることがないように、きめ細かな対応が必要な子どもや子育て家庭に対して、適切な支援の充実を図っていきます。

(4) 母親と子どもの健康の確保

健康に対する不安を解消し、母子ともに健やかに成長できる保健医療体制の確保に努めます。また、保健医療の相談などによるサポートを充実させ、安心して妊娠・出産できる環境づくりを推進します。

(5) 多様な保育サービスの充実

多様な働き方などに対応し

気分が高揚したり、落ち込んだり…その2

図社会福祉課障害福祉班(☎内線 268)

気分が異常に高揚して、次々にいろいろな大きな計画や買い物・ギャンブルに高じたり、ささいなことにすぐ興奮したり、夜眠らなくても平気なくらい活発になったり…と、いつもと違う行動が一週間以上続くときは「躁(そう)病」が疑われます。また、「躁(そう)とうつ」が繰り返されるときは「双極性障害(そううつ病)」が疑われます。

- 【家族の対応】
① 高圧的になったり、怒りっぽくなったりするため、周囲の人とトラブルになることがあります。そのことにより、職を失うこともあります。この状態を放置しておく、社会復帰ができなくなってしまふことがあります。躁の兆しが見えたら、早目に精神科への受診を勧めてください。
② アルコールやギャンブルなども含め金銭トラブルにつながることもありますので、金銭管理に注意をしてください。
③ 「躁状態」に自分がやったことを悔やみ「うつ状態」になることがあります。「躁」と「うつ」のリズムをつかみ、「躁」の初期段階で、周囲の人が気付き、早めの受診を勧めてください。
④ 自殺の恐れがありますので、十分な配慮が必要です。
⑤ 薬はきちんと服用するよう促してください。

市では、社会福祉課障害福祉班にて、保健師・精神保健福祉士が相談に応じます。

心シリーズ・心の道標⑩

気分が高揚したり、落ち込んだり…その2

た保育サービスの充実に取り組みます。また、保育需要の増大に対応した保育サービス提供体制を確保します。

(6) 教育環境の充実

次代の担い手である子どもが、地域の豊かな自然環境や地域行事などを生かしたさまざまな体験活動を通じて豊かな心や自ら学ぶ力を身につけられるよう取り組みます。

また、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校教育環境の整備に取り組みます。

(7) 子育てと仕事の両立の支援

働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて、仕事と子育ての両立がしやすい環境づくりに向けた啓発を行っていきます。また、男性の働き方や家庭への関わり方の見直しを含めて、育児休業取得の促進、再就職の支援など就業環境について改善

(8) 子育てにかかると経済的負担の軽減

すべての子育て家庭が、ゆとりを持って子育てを行うことができるように、子育てに伴う経済的負担の軽減に向けて取り組みます。

(9) 子どもたちの多様な地域活動・交流事業の充実

地域の豊富な自然や社会資源を活用して、子どもたちが多様な体験活動を行い、心身ともに豊かな成長をすることができ、活動機会の提供に取り組みます。

(10) 親への学習機会や交流事業の充実

子育てに対する不安を解消し、ゆとりと自信をもって子どもに向き合うことができるように、各種講座や親同士の交流の機会を提供します。また、父親の子育て参加を積極的に促進し、男女が共同して行う子育てを目指していきます。

子育て支援課子育て支援班(☎内線 243・244・246)。